

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K16926

研究課題名(和文)ロシア帝国統治下のムスリム社会における離婚・婚姻解消の法社会史的研究

研究課題名(英文) Social History of Law on Divorce and Dissolution of Marriage in Imperial Russia's Muslim Communities

研究代表者

磯貝 真澄 (ISOGAI, Masumi)

東北大学・東北アジア研究センター・助教

研究者番号：90582502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：18世紀末～19世紀前半のロシア帝国で成立した宗務行政に基づく統治体制は、19世紀前半の段階では『ロシア帝国民事法律集』に反映されており、婚姻の法規定が宗教・宗派別に編成されていた。ムスリムは非キリスト教徒の婚姻を定める条文に基づいて婚姻を行った。ムスリムの婚姻・離婚の法制度は、その条文のほか、宗務行政機関であるオレンブルグ・ムスリム宗務協議会の回状などを含めた法で構成されるもので、大方においてイスラーム法に由来する規範に基づく婚姻・離婚が可能だったと説明できる。その実態は一定程度、ムスリムの教区簿から明らかになる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中央ユーラシア近代史、とくにロシア帝国統治下ヴォルガ・ウラル地域のムスリムを対象とする研究では、「宗派国家/多宗派公認体制のロシア帝国の統治下にあったムスリム社会におけるイスラーム」というテーマが注目され、多くの研究が発表されている。そこではしかし、イスラームの教義に関係するか否かにかかわらず、ムスリムに関する事柄がまとめて「イスラーム」として扱われるという問題がある。本研究は婚姻・離婚の法規範をイスラーム法に由来するものか否かという論点で分析するなど、現在注目される議論を事実に基づいて一段深める意義を持っている。

研究成果の概要(英文)：The system of governance established in the Russian Empire at the end of the 18th and first half of the 19th century, which was based on the administration of religious affairs, was reflected in the Russian Empire's "Civil Code." The legal provisions for marriage were organized in relation to religion and confession. Muslims got into marriage alliances in accordance with the articles that governed non-Christians' marriages. The legal system of Muslim marriages and divorces comprised laws, including the articles and circulars of the Orenburg Muslim Spiritual (Ecclesiastical) Assembly, which was the administrative organ for Muslim religious affairs. Marriages and divorces were carried out in accordance with norms, which were derived mainly from Islamic law. To a certain extent, various aspects of the laws' application can be acquired from the Muslim parish registers.

研究分野：中央ユーラシア近現代史

キーワード：ロシア帝国 イスラーム法 法社会史 家族史 婚姻 離婚 ウラマー タタール

1. 研究開始当初の背景

中央ユーラシア近代史、とくにロシア帝国統治下ヴォルガ・ウラル地域(ヴォルガ川の中・下流域、ウラル山脈の南麓)のムスリム(現在のタタール人、バシキール人)を対象とする研究においては、特に2000年代後半以降、地域研究とその関連諸分野で進展するロシア帝国論を踏まえた研究成果が大幅に増加した。また、多くの現地研究者が「イスラーム研究」を標榜し、ロシア帝国のムスリム統治制度・政策や、ムスリム社会についての研究成果を発表し始めた。そうした変化の結果、欧米や日本と、現地の学界の関心が近づくと同時に、「宗派国家/多宗派公認体制のロシア帝国の統治下にあったムスリム社会におけるイスラーム」という研究テーマが注目される状況が生じた。

しかし、この「イスラーム研究」の潮流には、次の2点の問題がある。

- イスラームの教義に関係するか否かにかかわらず、ムスリムにかんする事柄がすべてまとめて「イスラーム」として研究されるため、多くの研究は、研究対象がどのようなイスラームの要素を備えるのか、またどのような非イスラーム的要素を含むのかという肝心な点を、整理・解明できていない。
- イスラーム研究の重要性が強調されながら、実際には、とくにムスリムのイスラーム的生活の基盤として機能したはずのイスラーム家族法の運用について、研究が行われていない。

これらの問題を念頭に、研究報告者磯貝はムスリムの遺産分割に関する法制度と、その制度の運用実態を解明したが、その研究作業のなかでとりわけ離婚や婚姻解消について明らかにする必要性に気づいた。ロシア帝国の一般的なムスリム臣民がほぼ例外なく経験したはずの婚姻と、それが失敗した場合に行われる離婚だが、その法制度と運用実態が解明されていないのである。しかも、婚姻・離婚の研究では、遺産分割とは異なり、教区簿(метрическая книга / parish register)という多くの事例が記録された史資料の利用によって、極めて多くの事実を明らかにすることが可能である。

2. 研究の目的

上述のような学術的背景から、報告者磯貝は次の2つの研究課題の解明を目的とした。

- (1) 19世紀後半～1905年のロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会における離婚や婚姻解消について、その法・行政制度と運用実態を解明する。
- (2) 上述の研究課題(1)と同じ時期・地域のムスリム社会で、流刑を課された夫を持つ妻が婚姻解消を求めた案件の処理業務を研究対象とし、ムスリム宗務行政機関であるオレンブルグ・ムスリム宗務協議会による司法・行政とムスリムの家族・共同体社会における法的複合・多元状況の実態を、法社会史的手法で明らかにする。

研究開始当初の目的は上述の2つだったが、報告者は研究課題(1)の作業の過程で、法多元主義(legal pluralism)の概念を援用して説明されるようなロシア帝国の法制度における、ムスリムの家族法の位置を明らかにする必要があることに気づいた。その作業を行なわないまま(1)の成果を提示すれば、ロシア帝国の法制度＝国家制度に対する疑問をいわずらに喚起するか、またはロシア帝国におけるムスリムの存在に対する過大な評価を招きかねない。そこで、研究開始後に次の課題を設定した。

- (3) ロシア帝国の「多宗派公認体制(multiconfessional establishment)」[Werth 2014]と説明され得る国家統治制度、法制度における、ムスリム宗務行政とムスリムの家族法の位置を解明する。

Werth, Paul W., *The Tsar's Foreign Faiths: Toleration and the Fate of Religious Freedom in Imperial Russia*, Oxford U. P., 2014.

3. 研究の方法

研究課題(1)～(3)はすべて、史資料の所在調査と収集、および読解と分析という、歴史文献学的手法で実施する。

研究課題(1)

『ロシア帝国法律集成』(とくに『民事法律集』)、『ロシア帝国法令全書』、そして『オレンブルグ・ムスリム宗務協議会管区回状・指導的命書集: 1836～1903年』(ウファ、1905年)などの法令類を史資料とし、婚姻・離婚の法制度を明らかにする。その際、イスラームの教義に関係する、すなわちイスラーム法に由来する要素と、由来しない要素を整理して提示し、その法的複合の様相を解明する。史資料の収集は、国内の大学図書館、インターネット上のアーカイブ、そしてロシア連邦カザン市やウファ市の図書館を利用する。読解と分析においては、稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』(ナウカ、1992年)や柳橋博之『イスラーム家族法: 婚姻・親子・親族』(創文社、2001年)など、ロシア法、イスラーム法の研究文献を利用する。

教区簿を史資料とし、婚姻・離婚の実態を解明する。婚姻については、婚姻年齢、婚姻の後見人や証人と婚姻当事者との関係、多妻婚の状況、婚資の支払い方法と金額、地理的通婚圏などのデータを収集し、整理して提示する。離婚・婚姻解消については、当事者の年齢、証人との関係、婚資の取扱いのデータを収集し、整理して提示する。史資料の収集は、ロシア連邦ウファ市所在のバシコルトスタン共和国国民文書館や、ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所で行なう。データ整理で、とくに地理的通婚圏の分析には、『バシコルトスタンの住民居住地・1部：ウファ県 1877年』（ウファ、2002年）やアスファンディヤロフ『メンゼリンスクのバシキールのアウル』（ウファ、2009年）などの統計資料や村落地域研究を利用する。

研究課題(2)

- バシコルトスタン共和国国民文書館のオレンブルグ・ムスリム宗務協議会のフォンドに所蔵される、流刑を課された夫を持つ妻が婚姻解消を求めた案件の文書を収集し、読解と分析を行う。読解と分析には、上述の研究課題(1)- で挙げたようなロシア法、イスラーム法の研究文献を利用する。

研究課題(3)

- ロシア帝国の国制を「多宗派公認体制 (multiconfessional establishment)」の語で説明するワースの議論 [Werth 2014] に基づき、宗務行政と家族法の制度の成立過程と構成を明らかにする。主な史資料は『ロシア帝国法律集成』であり、読解と分析にはロシア法の研究文献を利用する。そして、研究課題(1)- で解明する、ムスリムの婚姻・離婚の法制度を、ロシア帝国の法制度全体に位置づける。

ロシア連邦、とくにウファ市での史資料の所在調査と収集では、ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所の M・N・ファルフシャートフ研究員、R・M・ブルガーコフ研究員から助言と助力を得る。

4. 研究成果

研究課題(1)-

ロシア帝国のムスリムの婚姻・離婚の法制度は、国家の法制度における法の存在形式として、法源の違いも考慮すれば、4つのタイプの法で構成されるものだったとすることができる。第1は、たとえば、『民事法律集』（『民法集』）第91条や、宗務協議会による1841年1月29日規則第1条などの婚姻適齢を定めたりするものである。それらは勅令などを法源とする制定法であり、つまり、イスラーム法に由来する要素をまったく含まないものである。第2は、イスラーム古典法の諸学説から選択・採用した学説を成文化した制定法である。たとえば、1841年1月29日規則の諸条文で、イスラーム法に由来する規範を成文化したものが、それにあたる。第3は、宗務協議会（のカーディー）が個別の案件に対応する過程で、イスラーム古典法の諸学説のなかから選択・採用したものをそのまま、教区イマームに回状などのかたちで通達した規範である。それは、たとえば、1892年に宗務協議会が異国信教宗務庁の問い合わせに回答するなかで示した、婚姻契約についての見解などである。第4は、宗務協議会（のカーディー）や教区イマームが運用するイスラーム古典法である。たとえば、婚資の内容や額を決定する場合の基準などは、教区イマームのような職にあるウラマーに委ねられていた。

法をこの4つに分類したうえで、イスラーム法に由来する規範をどのように採り入れたのかという点から考察すれば、第1のものがごく限られており、第2と第3に該当する、イスラーム法に由来する規範に基づく制定法なども、イスラーム古典法の規範の多様さや複雑さからすればほんの一部であって、相当に単純化されたものだったことが理解できる。そして、第2と第3に該当する法は、とくに離婚についてのものに顕著だが、主に手続法に相当する規範を定めており、実体法的な事柄にはあまり言及しない。ムスリムは、法制度上は、そうした法的複合構造のなかで、大方においてイスラーム法に由来する規範に基づき、婚姻や離婚を行うことが可能だった。

もちろん、ムスリムの婚姻や離婚がイスラーム古典法に基づくものだったとすることはできない。イスラーム古典法の規範のうち、第1の法の存在によって適用の可能性を失うものは少なく、また第2と第3のタイプの法は、法学説によって構成される不文法という、イスラーム古典法の特徴を失わせるものだったためである。この意味では、「ロシア帝国のイスラーム法」と呼び得るものが成立したと言える。

本研究課題の成果は、令和3年度に科研費研究成果公開促進費（学術図書）の助成で公刊される磯貝健一・磯貝真澄（編）『帝国ロシアとムスリムの法』（昭和堂）に収録予定である。

研究課題(3)

ロシア帝国の、正教優位のもとで他の宗教・宗派も公認する統治制度を、ワースは「多宗派公認体制」と呼び、その成立時期を1721年のピョートル1世（在位1672～1725年）による総主教制廃止と聖宗務院創設から1857年の異国信教宗務法制定までとするが、とりわけエカチェリーナ2世期からニコライ1世期を、正教以外の宗教・宗派のための宗務行政機関設置と法律の編纂・施行が進められた時期として区分する。きっかけは、エカチェリーナ2世期、1788年のオレンブルグ宗務協議会、1794年のタヴリーダ・ムスリム宗務管理局、さらに1801年のロー

マ・カトリック宗務コレギヤと続いた、ムスリムやカトリック信徒の集団を対象とする宗務行政機関の創設だった。各機関の設置に伴って定められた宗務行政法は、各機関の管轄下の宗派集団に対する宗務行政法である。その後、その他の宗派集団についても個別に宗務行政を担う機関が設置され、宗務行政法が整備された。そして、ニコライ 1 世期、1832 年に内務省管下の異国信教宗務庁のもとに各宗務行政機関が配置される体制となり、1857 年になって異国信教宗務法の中に各宗務行政法が収められるという法整備が行われた。すなわち、ムスリム宗務行政機関と通じてムスリム臣民を統治するという制度は、ロシア帝国の宗務行政全体を構成するものだったのである。

1832 年に公開された『法律集成』第 10 巻第 1 部『民法集』からは、帝国政府の多宗教・多宗派性を認める姿勢が読み取れる。第 1 編「家族の権利義務」の第 1 部「婚姻結合」は章立てが宗教・宗派別になっており、正教、正教以外のキリスト教諸派、非キリスト教諸派の順に条文が編制されていた。また、1857 年の異国信教宗務法は、上述のように、それ以前に制定された正教以外の宗教・宗派のための宗務行政法を改訂してまとめたものだった。それらの規定のほとんどは、ムスリム聖職者を対象に行政的な手続きを示す内容を持ち、イスラームの実定法規範に、少なくとも表面的には、直接関係するような性格のものではなかった。

本研究課題の成果は、令和 3 年度に科研費研究成果公開促進費(学術図書) の助成で公開される磯貝健一・磯貝真澄(編) 『帝国ロシアとムスリムの法』(昭和堂) に収録予定である。

研究課題(1)-

報告者は 1890 年代のウファ県ベレベイ郡の教区簿より、婚姻年齢、婚姻の後見人や証人と婚姻当事者との関係、多妻婚の状況、婚資の支払い方法と金額、地理的通婚圏のデータを収集し、整理する作業を進めた。しかし、研究期間内に成果報告を行うまで至らなかった。とはいえ、データ収集を進めることができたので、今後、さらにデータの収集、整理、分析を進め、数カ月以内に成果報告をする予定である。

研究課題(2)

報告者はバシコルトスタン共和国国民文書館で流刑を課された夫を持つ妻が婚姻解消を求めた案件の文書を一定程度収集し、読解を進めたが、研究期間内に分析結果の公開まで至らなかった。これは部分的には、当初予定された最終年度の 2019 年度末から新型コロナウイルス感染症が拡大し、それが史資料の収集に影響したためでもある。研究期間の延長が認められた後の最終年度である 2020 年に、R・ガリポヴァが同種の史資料を利用した論文を発表したため[Garipova 2020] 報告者は今後、ガリポヴァの業績も利用した上で、それとは異なる論点での分析を進める計画である。

Garipova, Rozaliya, “Between Imperial Law and Islamic Law: Muslim Subjects and the Legality of Remarriage in Nineteenth-century Russia,” Paolo Sartori and Danielle Ross (eds.) *Shari‘a in the Russian Empire: The Reach and Limits of Islamic Law in Central Eurasia, 1550–1917*, Edinburgh U. P., 2020, pp. 156-182.

派生的に得られた研究成果：ウラマー研究

本研究はロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの婚姻、離婚や婚姻解消について、法制度と実態を解明しようとするものだが、それらの手続きを中心的に担当したのは、ムスリム聖職者としてイマームなどの職を務めていたウラマー(イスラーム法学の専門家、学識者) だった。そのため、ウラマーの活動を明らかにする作業は、本研究の一部をなすものである。報告者は、19 世紀のウラマーが師弟関係等を築くことで構築したイスラーム教育網、すなわちウラマーの広範にわたる人脈を解明する研究も進め、学術論文を公開した。また、海外研究協力者の M・N・ファルフシャートフ(ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所) と共同で、宗務協議会に勤務し、村落の教区イマームを務めたハサン・アター・ガベシーのメモワールを検討し、そのファクシミルを史料解題論文とあわせて公開した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 磯貝真澄	4. 巻 91
2. 論文標題 書評と紹介 長縄宣博著『イスラームのロシア：帝国・宗教・公共圏，1905～1917』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 イスラム世界	6. 最初と最後の頁 37-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ，	4. 巻 . 2
2. 論文標題 XIX	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ：	6. 最初と最後の頁 67-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ，	4. 巻 -
2. 論文標題 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ，	6. 最初と最後の頁 135-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 磯貝真澄	4. 巻 101(1)
2. 論文標題 ロシアのウラマーとイスラーム教育網に関する試論 19世紀前半まで	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史林	6. 最初と最後の頁 116-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14989/shirin_101_116	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名	4. 巻 2 (2017)
2. 論文標題 1-	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名	6. 最初と最後の頁 183-198
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名	4. 巻 19(4)
2. 論文標題 ()	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名	6. 最初と最後の頁 996 ~ 1000
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.22363/2312-8674-2020-19-4-996-1000	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 ISOGAI, Masumi
2. 発表標題 Muslim Marriages and Divorces in the Late Nineteenth-Century Volga-Ural Region
3. 学会等名 International Workshop “Contested Legal Practices in the Long Nineteenth Century: The Volga-Ural Region, Kazakh Steppe, and Eastern Anatolia” (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝政期ヴォルガ・ウラル地域のムスリムとイスラーム家族法
3. 学会等名 第1回「中央ユーラシアのムスリムと家族・規範」研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名
2. 発表標題
3. 学会等名 The 9th East Asian Conference on Slavic Eurasian Studies, Ulaanbaatar: The National University of Mongolia, July 1, 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム女性による最初の言論活動 宗務協議会とウラマーの関連から
3. 学会等名 『CIRAS共同利用・共同研究個別ユニット「社会主義を経たイスラーム地域のジェンダー・家族・モダニティ」研究会』、京都府京都市：京都大学稲森財団記念館、2018年11月10日
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの婚姻簿 法社会史研究の試み
3. 学会等名 『第11回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会』、静岡県静岡市：ペガサート・静岡市産学交流センター（B-nest）、2018年11月24日
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 19世紀末～20世紀初頭中央アジアのワクフ関連文書
3. 学会等名 『第17回中央アジア古文書研究セミナー』、奈良県奈良市：奈良女子大学、2019年3月16・17日
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア・ムスリムによるイスラーム的学識の継承
3. 学会等名 2017年度史学研究会例会「学びのネットワーク」(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 19世紀末～20世紀初頭のホラズムにおける権利放棄と婚姻・離婚
3. 学会等名 第16回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ヴォルガ・ウラル地域テュルク系ムスリム家族の法社会史研究の試み 19世紀末の婚姻簿から
3. 学会等名 2017年度日本中央アジア学会年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 19世紀後半～20世紀初頭のヴォルガ・ウラル地域におけるムスリムの婚姻と「イスラーム法」
3. 学会等名 ロシア史研究会2016年度大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 19世紀後半～20世紀初頭のヴォルガ・ウラル地域のムスリムの婚姻・離婚と「イスラーム法」
3. 学会等名 第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ヒヴァとブハラ売買契約および「合法売買」契約の文書
3. 学会等名 第15回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 磯貝真澄・帯谷知可
2. 発表標題 中央ユーラシアの家族とジェンダーをめぐる規範：研究のパーспекティブ
3. 学会等名 第3回「中央ユーラシアのムスリムと家族・規範」研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 ISOGAI Masumi and Marsil N. FARKHSHATOV
2. 発表標題 Memoirs by Volga-Ural 'Ulama' in the Early Soviet Period
3. 学会等名 2nd International Academic Forum "Heritage," International Scientific Conference "Current Issues in the Study of History, Foreign Relations and Culture of Asian Countries" (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝国法のなかのムスリムの法：宗務行政からみた場合
3. 学会等名 2020年度第2回「法の支配と法多元主義」研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 磯貝健一・磯貝真澄
2. 発表標題 遺産分割文書と相続分の算定：ロシア帝国トルキスタンとヴォルガ・ウラル地域の比較から
3. 学会等名 第19回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 中央ユーラシアのムスリム家族と女性：規範・言説研究の射程とロシア的文脈の検討
3. 学会等名 2020年度日本中央アジア学会年次大会公開パネルセッション「中央ユーラシアの家族とジェンダー：規範・言説・ネットワーク」
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 FARKHSHATOV, Marsil N. and ISOGAI, Masumi (eds.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies	5. 総ページ数 xlvii + 73
3. 書名 "My Autobiography" by Hasan `Ata' Gabashi in 1928: `Ulama' and Soviet Power	

1. 著者名 磯貝真澄	4. 発行年 2016年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 384 (272-276)
3. 書名 「ガスプリンスキー ロシア的教養を身につけたテュルク系ムスリム知識人」、小松久男(編著)『テュルクを知るための61章』	

1. 著者名 磯貝真澄	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 263 (146-149)
3. 書名 「19世紀から20世紀初頭のロシアにおけるムスリムの婚姻と法(特論1-3)」、長沢栄治(監)・森田豊子・小野仁美(編)『結婚と離婚(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ファルフシャートフ マルシル・ヌールッロヴィチ (Farkhshatov Marsil Nurulloovich)	ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所・バシコルトスタン歴史・文化史研究部・研究部長	海外研究協力者
研究協力者	ブルガーコフ ラミール・マフムートヴィチ (Bulgakov Ramil Mahmutovich)	ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所・東洋写本研究部・上級研究員	海外研究協力者
研究協力者	アザマトヴァ グルナース・ブラートヴナ (Azamatova Gulnaz Bulatovna)	ロシア科学アカデミー・ウファ連邦研究センター歴史言語文学研究所・バシコルトスタン歴史・文化史研究部・上級研究員	海外研究協力者

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ロシア連邦	ロシア科学アカデミー・ウファ 連邦研究センター歴史言語文学 研究所		